

## にかほ市狂犬病予防注射2次巡回日程

☎ 生活環境課 ☎ 32 - 3033

飼い犬には、年に一度の狂犬病予防注射が必要です。必ず受けさせましょう。市に登録している犬で4月の注射を受けていない飼い主の方には、集合注射受診ハガキを送付します。予防注射を受ける際には、ハガキと料金（1頭3,500円）を持参してください。つり銭のないよう協力をお願いします。

集合注射は今回で最終です。注射を受けさせられない方は、動物病院で受けさせてください。（動物病院では料金が異なります）

※近くの会場で受けられない場合は、他地域の会場で受けることもできます。

※登録していない飼い犬は、登録手続後の注射になります。（登録手数料は1頭3,000円）

※自宅往診は行いません。



### ◆象潟地域

実施月日	時間	場所
6/20(日)	9:00～9:20	上郷生活改善センター前
	9:30～9:50	都市農村交流センター前
	10:00～10:40	象潟構造改善センター前

### ◆金浦地域

実施月日	時間	場所
6/20(日)	9:00～9:30	金浦庁舎自転車置き場前

### ◆仁賀保地域

実施月日	時間	場所
6/20(日)	9:45～10:10	仁賀保中学校前
	10:20～11:00	仁賀保庁舎裏側駐車場

## 薬剤散布のお知らせ

☎ 農林水産課 林務水産振興班 ☎ 38 - 4303

市では令和3年度松くい虫防除対策事業として、地上散布と無人ヘリによる薬剤散布を下記のとおり行います。散布区域によっては住宅や畑地付近の散布になりますが、風のある時は散布をしない等、散布にあたっては極力飛散させないよう注意を払います。

散布する薬剤は、人体や環境への影響はほとんどありませんので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

散布方法	散布予定日	散布回数	散布区域	使用薬剤
地上散布	6/21(月)～6/30(水)	1回	※詳細地区(下記参照)	マツグリーン薬剤2 またはエコワン3フロアブル
無人ヘリ散布	6/22(火)～6/30(水) 7/5(月)～7/12(月)	2回	九十九島	マツグリーン薬剤2 またはエコワン3フロアブル

※使用する薬剤はいずれも有機リン系ではありません。  
※散布予定日は天候等により変更する場合があります。

### 【散布区域（詳細地区）】

- ▷にかほ市 ▷仁賀保高校周辺▷荒屋下、五丁目塩越神社周辺▷上狐森、鳥の海、関字鳥屋森地内  
▷洗釜ぐみの木会館墓地周辺▷大須郷字大道下国道付近
- ▷秋田県 ▷金浦字赤石、下谷地地内▷関字建石、西大阪地内▷小砂川、三崎公園地内  
▷象潟町字中谷地、立石、入湖ノ間、上狐森地内  
▷西中ノ沢字干場地内、大砂川字下橋、釜道地内、川袋字釜ノ上地内
- ▷東日本旅客鉄道(株) ▷象潟町字立石地内



## にかほ市会計年度任用職員募集

☎ 総務課 人事秘書班 ☎ 43 - 7507

- ▷対象 にかほ市に居住する方
- ▷応募方法 総務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けの指定用紙により応募
- ▷応募期限 6月10日(木)・17:00
- ▷採用方法 ◇1次…書類選考(選考後、面接日を連絡)  
◇2次…面接(担当課で実施)

職種	勤務地(担当課)	人数	報酬	雇用期間	勤務形態	保険	応募条件
一般事務補助(受付・展示案内等)	フェライト子ども科学館(フェライト子ども科学館 ☎ 32-3150)	1人	6,908円～(日額)	7月1日～3月31日	週2.5日程度 8:30～17:15	なし	普通自動車運転免許を有し、パソコン操作(ワード・エクセル)ができる方
施設管理	薫風苑(観光課 ☎ 43-3230)	1人	6,908円～(日額)	6月21日～12月6日	月16日程度 8:30～17:15	なし	特になし

## 児童手当

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

### 児童手当を受給中の方へ

#### ◆児童手当現況届の提出

手当受給者の皆さまの所得やお子さまの養育状況を確認するため、毎年6月に提出いただいている「現況届」について、下記の期間中の提出をお願いします。現況届を提出されないと、6月以降の児童手当を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。なお、現況届出用紙は5月下旬に発送していますので確認ください。

▷提出期間 6月1日(火)～30日(水)

8:30～17:15 ※土日を除く

▷提出先 子育て支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班  
※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

▷手続きに必要な物

送付した現況届用紙に説明文を同封していますので確認ください。

### 児童手当について

#### ◆児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

#### ◆受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方(生計の中心となる方)  
※離婚協議中で両親が別居している場合(住民票も別)は、児童と同居の方へ優先的に支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設置者なども受給資格者となります。

#### ◆支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童(満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

#### ◆支給額

▷児童手当(次の所得制限限度額未満の方)

- ①0～3歳未満…月額15,000円
- ②3歳以上～小学校修了前(第1・2子)…月額10,000円(第3子以降)…月額15,000円
- ③中学生…月額10,000円  
※第3子の数え方…満18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

▷特例給付(次の所得制限限度額以上の方)

支給対象児童1人あたり 月額5,000円  
※受給資格者の所得が所得制限限度額以上である場合は、「特例給付」として支給されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額(給与所得者の目安)
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

#### ◆お子さまが生まれたら・転入したら

出生のときは、出生日の翌日から15日以内に申請してください。出生日、転出予定日の翌月分から受給することができます。

▷申請に必要なもの

※すべての手続きで押印が不要となります。

- ・児童手当認定請求書
- ・受給資格者の健康保険証の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・受給資格者名義の振込口座番号
- ・受給資格者および配偶者のマイナンバーがわかるもの

▷受給資格者が単身赴任等で児童と別居している場合

- ・別居している児童に関する別居監護申立書
- ・児童が属する世帯全員の住民票謄本

▷児童が受給資格者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書

▷離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

- ・児童手当の受給資格にかかる申立書
- ・協議離婚申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など

▷提出先 子育て支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班  
※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

### —令和3年度児童手当支払日—

- ・6月7日(月)…(2～5月分)
- ・10月7日(木)…(6～9月分)
- ・2月7日(月)…(10～1月分)

